

記載例⑤

退職等により未徴収税額を個人請求（本人納付）にする場合

受付印		給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収		市処理欄		現年度		
						新年度		
◎異動（退職・転勤・休職等）があった場合は、異動事由が発生した月の翌月10日までに必ず提出してください。								
(あて先) 鹿児島市長 令和6年9月6日提出		所在地	〒890-0024 鹿児島市明和〇丁目△△番口号 フリガナ ○○カナシキガイシャ 氏名又は名称 ○○株式会社 個人番号 又は法人番号 1234567891234					
		特別徴収義務者 給与支払者	特別徴収義務者指定期番号 (給与所得者の) 宛名番号	年 度	①現年度 ②新年度 ③両年度	97100000001 Z		
			所属 担当 氏名	総務課 甲野 一郎				
			連絡 者先 電話	099-200-0000 内線（123）				
給与所得者	フリガナ	ガガツハナコ	(ア)特別徴収税額 (年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	五月花子	12,000	6月分から 8月まで	9月分から 5月分まで	R6年8月31日	1. 退職 2. 休職・長欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 合併・解散 6. その他 7. 原因	3. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	生年月日	平成2年3月4日						
	個人番号	1234567890123						
	受給者番号	23456						
	1月1日現在の住所	鹿児島市小川町〇番口号						
異動後の住所	鹿屋市寿〇丁目△△番口号							
1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定期番号 97 (新規) 法人番号 所在地 〒 担当者連絡先 所属氏名 フリガナ 氏名又は名称 内線（ ）								
新しい勤務先へは、月割額_____円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。 受給者番号								
2. 一括徴収の場合 理由 1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和6年1月1日以降、特別徴収の継続の申出がないため 左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。								
3. 普通徴収の場合 理由 1. 異動が令和6年12月31日まで、一括徴収の申出がないため 2. 令和6年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため ※市町村 記入欄								

◎退職・休職等の際に一括徴収できなかった未徴収税額は、普通徴収に切り替えて、納税義務者本人が納付することになりますので、本市より未徴収税額の請求があることを納税義務者に説明してください。  
なお、死亡された方の未徴収税額は相続人が納めることになります。(P6(7)③をご参照ください。)

特別徴収義務者のマイナンバー（個人事業主の場合）又は法人番号を記入してください。

給与所得者のマイナンバーを記入してください。

本市から送付された特別徴収税額の決定・変更通知書の指定番号・宛名番号・受給者番号を記入してください。

この届出書は、異動後の未徴収税額を本人に請求するためのものです。  
何月分まで給与から天引きしたかが重要ですので、正確に記入してください。

本人に郵便物が届くよう、正確に（建物名・部屋番号まで）記入してください。  
現住所が不明の場合は、できるだけ連絡先の記入をお願いします。

普通徴収を選択した場合は、その理由を選んで番号を記入してください。  
3の死亡による退職の場合で相続人等の連絡先がわかりましたら、余白に記入してください。